

令和5(2023)年4月20日

報道機関 各位

総合政策部 地域創生課  
(20-2261)

「足利市結婚活動支援補助金」及び「足利市通勤補助金」の創設について

本市では、急速に進行する少子化対策として、令和5年度当初予算において、結婚から妊娠、出産、子育てまで様々な新規施策を実施することとしています。

結婚支援については、令和4年度に結婚新生活補助金を創設するとともに、とちぎ結婚支援センター足利の機能強化などサービスの充実を図りましたが、令和5年度から、結婚を希望する市民へのさらなる支援施策として、とちぎ結婚支援センター及び、市内に事業所を置く結婚相談所へ入会する際の登録料補助を新たに創設いたします。

また、若者の人口流出の抑制を図るとともに、本市への移住及び定住を促進するため、対象区間において東武鉄道株式会社特急列車及び、東日本旅客鉄道株式会社普通列車グリーン車を利用して東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に通勤する市民に対して、特急券等補助を新たに創設いたしますので、お知らせします。

## 1 補助金の概要

### (1) 足利市結婚活動支援補助金

#### ア 対象者

- ① 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること
  - ② 令和5年4月1日以降にとちぎ結婚支援センターに登録したこと又は足利市内に事業所を置く結婚相談所に登録したこと
  - ③ 未婚者であること
- などの要件をすべて満たすもの

#### イ 補助金額

入会登録料に相当する額（一人当たりの上限額は5千円）

※ 他の制度で同様の補助を受けている場合は、その差額が補助対象

#### ウ 申請手続き

「足利市結婚活動支援補助金交付申請書兼請求書」や「領収書の写し」などの必要書類を揃え、足利市役所地域創生課へ申請期限までに提出

## (2) 足利市通勤補助金の概要

### ア 対象者

#### ① いずれかに該当するもの

- ・令和5年4月1日（基準日）以降、本市へ移住し、東京圏へ通勤するもの
- ・市内に住民票があるもので、基準日以降に新たに東京圏へ通勤するもの

#### ② 会社から特急券などの手当が支給されていないもの

#### ③ 本市に5年以上定住する意思のあるもの

などの要件をすべて満たすもの

### イ 補助金額

下記対象区間の特急券及びグリーン券購入額の1/2（月額1万円を上限）

#### 【対象区間】

- ・特急券 東武鉄道株式会社が販売する足利市駅から浅草駅までの区間について特急列車を利用する際の特急券をいう
- ・グリーン券 東日本旅客鉄道株式会社が販売する久喜駅を乗降駅とする普通列車グリーン車を利用する際の普通列車グリーン券をいう

### ウ 補助対象期間

初月から起算し、最大で36月まで

### エ 申請手続き

「足利市通勤補助金交付申請書」や「特急券等の写し」などの必要書類を揃え、足利市移住・定住相談センター（東武足利市駅構内）又は足利市役所地域創生課へ申請期限までに提出

## 2 周知方法

ホームページ、SNS、「あしかがみ」により広報するほか、関係機関等でポスター等を掲示

## 3 今後のスケジュール

令和5（2023）年4月 受付開始

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
地域創生課	課長	相良 恵司	主任	宮崎 健司	0284-20-2261